

五所川原市と五所川原街づくり株式会社との持続可能なまちづくりに関する
包括連携協定書

五所川原市（以下「甲」という。）と五所川原街づくり株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、持続可能なまちづくりを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携し、協働で地域課題の解決を図ることにより、持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）防災に関すること
- （2）公共交通に関すること
- （3）生活安全・生活衛生に関すること
- （4）地域経済の活性化に関すること
- （5）環境に関すること
- （6）その他市民サービスの向上に関すること

2 前項に掲げる事項の具体的な実施方法、役割等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれか一方が本協定に定める内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項の実施に当たり知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年9月26日

甲 五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市長 佐々木孝昌

乙 五所川原市大字唐笠柳字藤巻517番地1

五所川原街づくり株式会社

代表取締役 山崎淳一